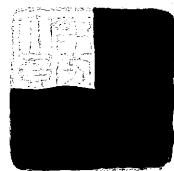


2014年3月19日

大阪市経済戦略局長 井上 雅之 様

大阪市職員労働組合経済局支部
支部長 上島 和晴



2014年度業務執行体制にかかる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

行政業務に見合う執行体制の確立は、市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から必須である。また、業務執行体制の変更については、「仕事と人」の慎重な関係整理と、それに見合った要員配置が必要である。

要員確保に関して、「市政改革プラン」による事務事業の見直しが進められる中で、「平成26年度に向けた人員マネジメント」が示され、業務執行体制の改編は必須である。

いずれにしても、2014年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条にもとづいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うので、交渉事項として誠意を持って対応するよう求める。

記

1. 2014年度事務事業の執行体制について、恒常的な超過勤務、長時間労働の解消はもちろんのこと、職員の勤務労働条件が確保できるために必要な要員を確保すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを決定した場合については、適切な方法で情報提供を行うこと。
2. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。

以上